

愛媛県持続可能な効率的物流検討会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年4月以降、トラックドライバーへの時間外労働の上限規定等が適用されることに伴い、人手不足による輸送能力の不足が懸念される、いわゆる「物流の2024年問題」が県内産業にも様々な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、各分野における対策を検討するため、愛媛県持続可能な効率的物流検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 各分野における「物流の2024年問題」等の影響、課題等の取りまとめに関すること。
- (2) 各分野における「物流の2024年問題」等に対する取組みの取りまとめに関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる座長及び委員をもって構成する。

(座長)

第4条 座長は、会務を総理する。

- 2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 座長は、必要に応じ、分野ごとに課題検討を行うワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年8月21日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	区分	職名
	座長	企画振興部政策企画局長
事業者等	委員	企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長
	〃	一般社団法人愛媛県トラック協会専務理事
経済労働関係	〃	経済労働部産業雇用局産業政策課長
	〃	経済労働部産業雇用局労政雇用課長
	〃	経済労働部産業支援局経営支援課長
	〃	愛媛県商工会議所連合会事務局長
	〃	愛媛県商工会連合会事務局長
	〃	愛媛県中小企業団体中央会事務局長
	〃	愛媛経済同友会専務理事
農林水産関係	〃	農林水産部農政企画局農政課長
	〃	農林水産部農業振興局農産園芸課長
	〃	農林水産部森林局林業政策課長
	〃	農林水産部水産局漁政課長
	〃	JA 全農えひめ園芸農産部長
	〃	一般社団法人愛媛県木材協会専務
	〃	愛媛県漁業協同組合養魚・飼料販売部長